

古紙類のリサイクル

1 発生抑制 | 古紙の発生抑制に取り組みましょう。

①両面印刷や2 in 1 印刷機能の活用

・複数ページがある場合は、両面印刷や2in1印刷をして、紙の使用枚数を減らす。

②書類の一元化

・書類の共有化を図り、印刷枚数を減らしましょう。
・回覧や掲示板を活用しましょう。

③ペーパーレス化の推進

・電子メールや記録媒体を活用しましょう。
・IT機器を活用して、紙を使用した資料を減らしましょう。

④不要紙の再使用

・用紙の裏紙もメモ用紙や印刷用紙として利用しましょう。



2 分別

リサイクルせずに「もえるごみ」として処分すると、処分費用と収集運搬費用がかかります。リサイクルすることにより、費用を抑えることができるので、分別に取り組みましょう。

①リサイクルできる物

(代表例)

・新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・コピー用紙
・封筒、ハガキ・紙袋・紙製ファイルなど

②リサイクルできない物 (禁忌品)

(代表例)

・油紙・写真・感熱紙・汚れているものなど
※ファイルの金具、クリップ、クリアファイル、綴じ紐
上記の物も取り除いてください。

※リサイクルできない物は、もえるごみとして処理してください。

※リサイクルできない物は、古紙回収業者によって違いがありますので、お問い合わせください。



3 排出 | 古紙回収業者へ依頼 (持ち込み) する。

【管内にあるリサイクル施設】

●株式会社 丸清	遠賀郡遠賀町大字尾崎393-1	☎ 093-293-6011
●株式会社 門文商店 岡垣工場	遠賀郡岡垣町大字戸切104-7	☎ 093-283-3017
●株式会社 SAN-KEI りさいくる工場	中間市中底井野1164-12	☎ 093-243-6011

草・剪定枝のリサイクル

「草・剪定枝」は、ごみの減量のために、ごみとして出さずに、リサイクルを行いましょ。管内にも、専用のリサイクル業者があります。下記業者では、受け入れた「草・剪定枝」を破碎して土壌改良材（堆肥）としてリサイクルしています。リサイクルされた堆肥は、地域の農家の方などにも使用されています。

●ゆめ環境 (野坂建設株式会社)	遠賀郡遠賀町大字尾崎1712-45	☎ 093-293-2791
●株式会社 クリエイト遠賀	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-1	☎ 093-282-6015